

学生団体の課外活動の制限について

2022年11月15日更新

理事（学生・国際担当）

県内及び全国的な新型コロナウイルス感染者の動向に鑑み、課外活動の制限について11月15日（火）より次のとおり変更する。

なお、病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生ならびに乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、教育実習や実技指導がある教育学部の学生、教育学研究科の大学院生のサークル活動への参加については所属部局の指示に従い、不明な点については各部局の窓口にお問い合わせること。また、本学の学生団体に所属する学外者（他大学生等）は、本制限に加え、所属する組織の指示に従うこと。

◎今回の主な改正点

➤ 海外での活動を可能とする。

ただし、渡航に当たっては、本学が定める渡航手続きを行ったうえで、感染防止対策については「学生の行動制限」に従うこと。

（1）課外活動の制限について

- ・正規サークルメンバーのみでの活動については、原則可能とする。ただし、各競技・活動等に応じた感染防止対策に留意のうえ実施すること。
- ・学生団体内で複数の感染者が確認された際、感染拡大防止の観点から、一時的に当該団体の活動を停止する場合がある。

（2）イベント開催・大会参加、宿泊を伴う活動に関する事前申告

学外者との対面での合同練習・対外試合、学外者が参加する練習・イベント、宿泊を伴う活動を実施する場合は、所定の Web フォームにより申告し、感染対策を徹底のうえ実施すること。

学外団体が主催の大会・イベント等に参加する場合、ワクチン接種や PCR 検査・抗原検査の受検については主催者の求めに従うこと。

本学学生団体が主催の場合、本学からの参加者全員が新型コロナウイルスワクチン接種を2回終了していることを原則とし、未接種者が参加する場合は、開催の72時間以内にPCR検査または抗原検査により陰性を確認すること。

なお、宿泊については「学生の行動制限」に記載の条件に従うこと。

申告期限……開催（申込〆切）日の1週間前

※ 十分な感染防御対策が行われている環境下で行う学外者との対面での打合せ等については、申告不要とする。

(3) 活動の際に徹底すべきこと

サークル活動を行う場合は当該サークル主将または副主将など団体を代表する者の責任において、以下を徹底すること。

※ 学生団体内で感染者が確認された場合は、その活動状況等について学生支援課へ報告すること

- ① 学生の参加については、「学生の行動制限について」の遵守を前提とする。
- ② 部員が「リスク管理のために不参加」と決断できるように配慮すること。
- ③ 活動の際は、誰が参加したかを各団体において管理すること。
- ④ 活動の際は、健康管理システムを利用して参加者の体調を確認し、**部員自身やその家族等に発熱、風邪症状等の体調不良がある場合には、見学も含めサークル活動に参加させないこと。**
- ⑤ 活動の際は、各競技団体等が出している新型コロナウイルス感染症対策についてのガイドラインを遵守すること。
- ⑥ 指導者に関しては、毎回、発熱等の体調不良がないか確認のうえ、マスク着用、咳エチケット、手洗いマナー等を徹底のうえ指導を受けること。
- ⑦ 発声・楽器の演奏を伴う活動については、「音楽演奏に関するソーシャルディスタンス指針」を遵守すること。なお、騒音の問題があるため、屋外での楽器演奏は禁止する。
- ⑧ 活動時を含めマスク着用、咳エチケット、手洗いマナーなど感染症防御に関わる指示を徹底すること。なお熱中症への対策から、密とならない状況ではマスクを外して構わないが、近距離での会話は控えること。
- ⑨ 屋内施設を利用する際には、最低2ヵ所の窓等を開け換気すること。騒音等の問題により難しい場合は、30分に1回、5分以上の換気を行うこと。
- ⑩ 飲食については、「学生の行動制限について」を遵守すること。
- ⑪ 飲料ボトル、コップ、タオル等は共用しないこと。
- ⑫ 部室、更衣室、シャワー等の利用においては、換気を徹底のうえ、密にならないよう十分注意すること。
- ⑬ 学外施設（スポーツジム、その他運動施設等）を利用する際には、感染対策（施設の消毒、換気、3密対策）が実施されている施設を選択し、各自での感染対策にも十分注意すること。
- ⑭ 学外施設で活動する場合は、本ルール of 厳守に加え各施設のルールを遵守すること。